

自動車運送事業における運輸安全マネジメントの取り組みについて

国土交通省自動車交通局

平成18年10月1日より、全ての自動車運送事業者の皆さんは運輸安全マネジメントを実施し、輸送の安全性の向上に努めなければなりません。

法律で安全管理規程等の作成義務がない事業者の皆さんにおいても同様です。

こうした事業者の皆さんにおかれましては、以下の事例を参考に、運輸安全マネジメントに積極的に取り組んで頂き、安全性の更なる確保を図るようお願いします。

経営者の皆さんは、輸送の安全が第一であることを常に考え、事故防止のための安全方針を作り、率先して会社内に広めましょう。

安全方針としては、例えば以下の例が挙げられます。

- (例) 「輸送の安全はわが社の根幹」
- 「安全は最大の顧客満足」
- 「安全は業務の基本動作」
- 「無理な運行は しない させない」 等

会社内へ広める方法としては、例えば以下の例が挙げられます。

- (例) 社内、営業所内へ掲示する。
- 点呼の際に唱和する。
- 安全方針を記載したカードを作成し、全社員が携行する。 等

経営者の皆さんは、安全方針に基づいて、事故防止のための目標や計画を作りましょう。

目標としては、例えば以下の例が挙げられます。

- (例) 「今年度、人身事故をゼロに！」
- 「飲酒運転、速度超過の撲滅！」
- 「社内全員がゴールド免許を保有しよう！」 等

計画としては、例えば以下の例が挙げられます。

- (例) 「出庫時の対面点呼実施計画」
- 「ヒヤリハット情報の報告会実施計画」
- 「講習の受講計画」 等

目標や計画は、短期的に達成できるもの、長期にわたり取り組んでいくもの等、いくつ定めても構わないものですが、実現不可能なものとならないよう自社の実状に応じて作成することが大切です。

経営者の皆さんは、現場の方々と話す場を率先して設け、安全に関する意見等に耳を傾けることにより、安全上の問題点を把握しましょう。

現場の方々との会話の場として、例えば以下の例が挙げられます。

- (例) 定期的に営業所において運転者等との輸送の安全に関する意見交換会等を開催する。
社長自ら定期的に添乗を行う。
定期的にドライバーとの個人面談を行う。 等

従業員から安全に関する意見等を聞くことによって、安全上の問題点や反省すべき事項がないか考えることが必要です。

安全上の問題点としては、例えば以下の例が挙げられます。

- (例) 安全運行に関するドライバーの意識が不十分。
ヒヤリ・ハット情報が数多いにも関わらず、これらの情報を共有していないため、同じ過ちを繰り返している。
研修等を計画的に実施していないため、ドライバーの法令知識が不十分。 等

安全上の問題点があった場合には、改善を図っていきましょう。

問題点を改善する方法は、その内容によって各社様々であると思いますが、例えば以下の例が挙げられます。

- (例) ドライバーの安全運行への意識や法令知識が低い場合の改善方法
対面点呼を確実に実施することによる安全意識の啓発。
関係団体や研修施設が実施する講習会への参加。 等
ヒヤリ・ハット情報の共有がなされていない場合の改善方法
ヒヤリ・ハット情報の報告会等の開催。
ヒヤリ・ハット情報の掲示板等の作成。 等

改善を図るにあたっては、次期における事故防止のための目標や計画に反映させて実施していくことが必要です。

これまで示した上記の取り組みは、あくまでも参考事例です。
皆さんが運輸安全マネジメントを確実に進めていくためには、これまでの流れに応じ、各社の実状を踏まえた独自の取り組みを行うことが大切です。

運輸安全マネジメントの円滑な実施がなされるよう以下の様式を用意しました。

これまで示した取り組み事例を参考に、自社の実状に応じた具体的な取り組みをご検討頂き、様式に記載の上、社内及び営業所内への掲示等を行い、運輸安全マネジメントの積極的な取り組みを進められるようお願いいたします。

わが社の事故防止のための安全方針

社内への周知方法

安全方針に基づく目標

(年度もしくは 期等の時期を定めて設定)

目標達成のための計画

(年度もしくは 期等の時期を定めて設定)

わが社における安全に関する情報交換方法

わが社の安全に関する反省事項

(年度もしくは 期等の時期を定めて設定)

反省事項に対する改善方法

(年度もしくは 期等の時期を定めて設定)